

○防衛省告示第百七十八号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示（令和三年防衛省告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

防衛大臣 小泉 進次郎

海上自衛隊対馬防備隊本部の項を次のように改める。

海上自衛隊対馬基地分遣隊

対馬基地分遣隊長

海上自衛隊上対馬警備所の項を次のように改める。

海上自衛隊上対馬警備所

上対馬警備所長

海上自衛隊下対馬警備所の項を次のように改める。

海上自衛隊下対馬警備所

下対馬警備所長

海上自衛隊余市防備隊の項を次のように改める。

海上自衛隊余市基地分遣隊

余市基地分遣隊長

海上自衛隊飯岡受信所の項を次のように改める。

海上自衛隊飯岡受信所

サイバー防護群司令

海上自衛隊市原送信所の項を次のように改める。

海上自衛隊市原送信所

サイバー防護群司令